

【令和4年台風15号で被災された方へ】

被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限が延長されました

◆概要	<p>令和4年台風15号に係る被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期限が延長になりました。</p> <p>（延長前の申請期限）令和5年10月23日</p> <p>【延長後の申請期限】令和6年10月22日</p>																																				
◆内容など	<p>●被災者生活再建支援制度の概要 被災者生活再建支援法に基づき、令和4年台風15号により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。</p> <p>●対象となる被災世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">全壊^(※)</td> <td>住宅が全壊した世帯（損害割合 50%以上）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解体</td> <td>住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊^(※)</td> <td>住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 40%台）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中規模半壊^(※)</td> <td>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 30%台）</td> </tr> </table> <p>(※) り災証明書の「住家の被害の程度」による</p> <p>●支援金の支給額 支援金の支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基礎支援金 (住宅の被害程度)</th> <th style="text-align: center;">加算支援金 (住宅の再建方法)</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">全壊世帯 解体世帯</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">100万円</td> <td>建設・購入 200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修 100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借 50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">50万円</td> <td>建設・購入 200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修 100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借 50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">中規模半壊世帯</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">—</td> <td>建設・購入 100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修 50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借 25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 世帯人数が1人の場合は、3/4 を乗じた額となります。 ※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅は対象外です。</p> <p>●申請期限 【基礎支援金】令和5年10月23日→(延長)令和6年10月22日 【加算支援金】令和7年10月22日</p>	全壊 ^(※)	住宅が全壊した世帯（損害割合 50%以上）	解体	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯	大規模半壊 ^(※)	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 40%台）	中規模半壊 ^(※)	住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 30%台）	区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円	補修 100万円	200万円	賃借 50万円	150万円	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円	補修 100万円	150万円	賃借 50万円	100万円	中規模半壊世帯	—	建設・購入 100万円	100万円	補修 50万円	50万円	賃借 25万円	25万円
全壊 ^(※)	住宅が全壊した世帯（損害割合 50%以上）																																				
解体	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯																																				
大規模半壊 ^(※)	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 40%台）																																				
中規模半壊 ^(※)	住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 30%台）																																				
区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計																																		
全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円																																		
		補修 100万円	200万円																																		
		賃借 50万円	150万円																																		
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円																																		
		補修 100万円	150万円																																		
		賃借 50万円	100万円																																		
中規模半壊世帯	—	建設・購入 100万円	100万円																																		
		補修 50万円	50万円																																		
		賃借 25万円	25万円																																		

	<p>●申請時に必要な持ち物 り災証明書、住民票、預金通帳の写し等 ※ 解体世帯、または加算支援金の申請については、別途必要となる書類があります。 <u>詳しくは、各区役所地域総務課へお問合せ下さい。</u></p> <p>●注意事項 加算支援金は、基礎支援金受給世帯が対象です。基礎支援金を受給せずに加算支援金のみを受給することはできません（中規模半壊を除く。）。</p> <p>●特記事項 申請期限の延長については、対象者に対して、個別にご案内文を送付します。</p>
◆担当課	<p>【葵 区】地域総務課 地域防災係 電話 054-221-1343 【駿河区】地域総務課 区民生活係 電話 054-287-8697 【清水区】地域総務課 防災・防犯係 電話 054-354-2024</p>

別紙資料 無

<p>【問合せ】 市民自治推進課（静岡庁舎 15 階） 担当 中村、山口 電話 054-221-1265</p>
